

# 地域農業の将来をみんなで考える 「地域計画」を策定します

## ～人・農地プランから地域計画へ～

### I 農地の適切な利用と集約化に向けた取り組みを推進します

これまで、地域が抱える農業の課題を解決するための「未来の設計図」である地域農業マスタープラン（人・農地プラン）を地域ごとに推進してきました。しかし、今後ますます加速する高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、農地が利用されやすくなるよう、**農地の集約化などに向けた取り組み**を加速化するために、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法などが改正施行され、人・農地プランを見直し「**地域計画**」を定めることが**法定化**されました。

これまで地域の皆さんで守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、市では、農家や関係者の皆さんとともに、**市内全地区で令和7年3月末までに農業の地域計画を策定**します。「将来、地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくか」「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展させていくか」、**地域農業の将来の在り方**について検討する場になるので、幅広い皆さんの参加をお願いします。

#### 対象となる皆さん

- 農業の担い手（後継者や家族も）
- 新規就農者 ○農業支援サービス事業者
- 農業法人 ○畜産農家
- その他関連する組織 など

#### 計画を策定する単位地域

- 滝沢北部（一本木・加賀内） ○柳沢
- 川前・巣子 ○牧野林 ○姥屋敷
- 鶉飼（上・中鶉飼、下鶉飼） ○大沢 ○篠木
- 滝沢南部（沼・仁沢瀬、大釜東、館・上通り、小岩井、日向）

### II 令和7年3月末までに策定が必要です

策定までの大まかな流れは次のとおりです。

- 1 協議の場の設置・協議
- 2 協議の場の結果を取りまとめ・公表
- 3 協議の結果を踏まえ、地域計画（目標地図【注】を含む）の案を作成  
【注】目標地図：目標年度（10年後）に地域農業を担う者を一筆ごとに色分けした地図（次ページ参照）
- 4 地域計画（案）の説明会の実施、関係者への意見聴取
- 5 地域計画（案）の公告
- 6 地域計画の策定・公告
- 7 地域計画実現のため実行・随時更新



地域計画は、策定するだけでなく、描いた将来像を実現するためには地域の皆さんの協力が必要です。これは、農業者だけの問題ではありません。

これからも皆さんの住む地域や滝沢市の農業が盛んであり続けるためには、地産地消の意識や生産者への理解など、消費者の皆さんの協力が不可欠です。



## III 策定のための協議事項について

### 1 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、野菜、果樹などの高収益作物の取り組み、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携による飼料増産など、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議します。

### 2 農業上の利用が行われる農用地などの区域 → 目標地図の作成

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、まずは、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地などの区域を設定します。農業生産利用に向けたさまざまな努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全などが行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論します。

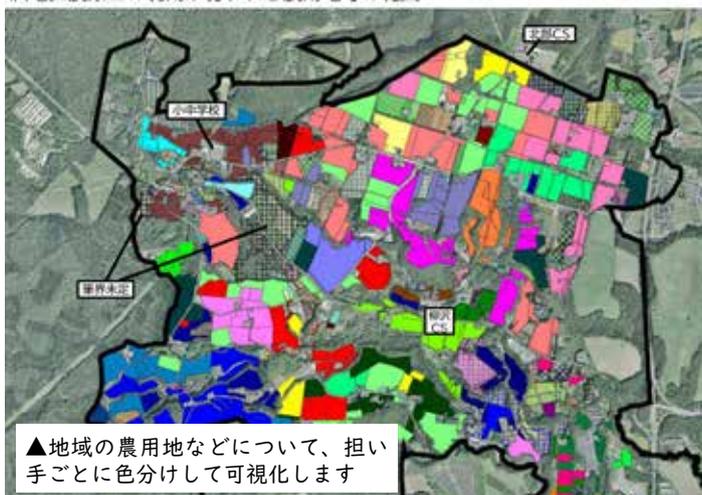
### 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

①、②を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について協議し、取りまとめます。

#### 協議事項

- 農用地の集積、集約化の方針
- 農地中間管理機構の活用方針
- 基盤整備事業への取組方針
- 多様な経営体の確保・育成の取組方針
- 農業支援サービス事業者などへの農作業委託の活用方針 など

▼【参考】柳沢地区の目標地図



## IV 地域計画を作成するメリット

- 10年後の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができる
- 進むべき農業の姿（何を、どのような方法で）を定めることができる
- 今後、農業者が耕作しやすい効率的な営農環境に変えていくことができる
- 国の補助や支援を受けるためには必須

各地域の地域計画の策定状況は市HPから



問い合わせ 農林課 (☎ 656 - 6537)